

次のとおり、公募により企画提案を募集して、最も優秀な提案をした者を随意契約の相手方の候補者として特定する手続き（公募型プロポーザル方式）を実施するので、公告する。

なお、この公告による調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係るものである。

この公告による調達は、上限価格の事前公表を行うものである。また、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「公契約条例」という。）第2条第2号に規定する特定公契約（以下「特定公契約」という。）に該当するものである。

令和8年4月1日

奈良県知事 山下 真

第1 公募に付する事項

1 事業名

奈良県営競輪場再整備・運営事業（以下「本事業」という。）

2 事業に供される公共施設等の種類

自転車競技法（昭和23年法律第209号）第4条に定める競輪場

3 事業内容

本事業は、県が本施設の所有や資金の調達を行い、民間事業者の本施設の設計・施工・運営を一体的に委託するDBO方式である。公募型プロポーザル方式により、複数の民間事業者（以下「構成企業」という。）で構成される事業者グループ（以下「参加事業者グループ」という。）からの提案を受け、優先交渉権者を選定する。

本事業を実施する事業者グループ（以下「事業者」という。）は、県と基本契約を締結するとともに、業務ごとに県と各業務を担う事業者には属する構成企業との間で、契約を締結した上で、本事業を実施する。

4 事業期間

基本契約の締結後から令和17年3月31日まで

5 その他

詳細は、募集要項による。

第2 プロポーザル参加に必要な資格要件

1 参加事業者グループの構成

(1) 参加事業者グループは、本事業に関する企画力、資本力、経営能力等を備えた者とし、

複数の企業で構成される民間事業者のグループとする。県との契約締結先が複数となる場合は、その該当するすべての民間事業者をグループの構成企業とする。

- (2) 参加事業者グループにおいては、本事業における次のアからウまでに掲げる業務のすべてを実施する構成企業から構成されていることとし、当該参加事業者グループを総括して応募に係る手続を行う企業（以下「代表企業」という。）を定める。

ア 事業統括管理業務

イ 競輪場再整備業務

i 建築設計業務

ii 工事監理業務

iii 施工業務

ウ 競輪場維持管理業務・競輪場運営業務

i 開催業務

ii 事務業務

iii 競輪の運営に係る提案した事項に係る業務

- (3) (1)の要件において、同一の企業が複数の業務を実施することができるが、競輪場再整備業務における工事監理業務を実施する役割を担う企業（以下「工事監理企業」という。）と競輪場再整備業務における施工業務を実施する役割を担う企業（以下「建設企業」という。）を同一の者又は相互に資本面（この者の発行済み株式総数の100分の25を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の25を超える出資をしていることをいう。）又は人事面（代表者又は役員がこの者の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）で関係のある者が兼ねることはできない。
- (4) 参加事業者グループは、参加資格審査申請関係書類の提出時に参加事業者グループを構成する企業及びこれらの者の担当業務を明らかにすること。
- (5) プロポーザル参加手続等を行う代表企業は、(2)のア 事業統括管理業務にあたる者とする。
- (6) (2)のア 事業統括管理業務にあたる者と競輪場運営事業者は同一とすること。
- (7) 付帯事業にあたる者は、競輪場再整備業務における設計業務を実施する役割を担う企業（以下「設計企業」という。）、建設企業、工事監理企業、又は競輪場運営事業者のいずれかとする。
- (8) バンク整備にあたっては、バンクの新設・改修工事等の実績を有し、当該業務の品質確

保に十分な能力を有する者（以下「バンク事業者」という。）を選定すること。なお、バンク事業者は、構成企業とせず、協力企業として選定すること。

2 参加事業者グループの参加資格要件

(1) 一般的要件

参加事業者グループの全ての構成企業が、次の要件を全て満たしていること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 参加資格審査申請関係書類の提出日から優先交渉権者の決定日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止の措置及び奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でない者であること。
- ウ 本事業について、次に掲げる「奈良県営競輪場再整備要求水準書等作成及び事業者選定支援業務委託」に関与した者及びこの者と資本面（この者の発行済み株式総数の100分の25を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の25を超える出資をしていることをいう。）又は人事面（代表者又は役員がこの者の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）において関連がある者でないこと。

名 称：日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社

所在地：東京都文京区後楽1-4-27

名 称：森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業

所在地：東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング

- エ 本事業の審査委員会委員と資本面（この者の発行済み株式総数の100分の25を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の25を超える出資をしていることをいう。）又は人事面（代表者又は役員がこの者の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）において関連がある者でないこと。

- オ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなさ

れていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

カ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

キ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

ク 他の参加事業者グループの構成企業として参加していないこと。

ケ 他の参加事業者グループの構成企業と資本面（この者の発行済み株式総数の100分の25を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の25を超える出資をしていることをいう。）又は人事面（代表者又は役員がこの者の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）において関連がある者でないこと。

コ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。

(2) 各業務にあたる者の参加資格要件

参加事業者グループの構成企業のうち、各業務にあたる者がそれぞれ次の前提条件及び資格要件を満たしていること。

ア 設計企業

単体または複数の者で実施のいずれかを可とする。

単体で行う場合は、以下の i から iii までの要件を満たすこととし、構成企業の複数の者で行う場合は、全社が i、ii の要件を満たすこと。iii の要件は、設計業務にあたる複数の者のグループとして満たせばよいものとする。

i 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

ii 建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月奈良県告示第427号）による競争入札参加資格（以下「県建設工事等競争

入札参加資格」という。)のうち、建築設計業務に登録していること、又は物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、「Q 役務の提供」に登録している者であること。ただし、企画提案関係書類の提出日までに登録が認められていれば可とする。

iii 次の要件を満たす技術者を配置できること。

- ・業務の遂行にあたっては、管理技術者(1名)及び各主任担当技術者(建築(総合)、建築(構造)、電気設備及び機械設備各1名)を配置する。
- ・管理技術者、建築(総合)主任担当技術者又は建築(構造)主任担当技術者は、一級建築士とする。
- ・電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者は、一級建築士又は建築設備士とする。
- ・管理技術者及び各主任担当技術者については、兼務を不可とする。
- ・照査技術者を配置する。
- ・本業務の担当者については、事業者の事由による設計業務及び工事監理業務期間中の交代を原則不可とする。
- ・管理技術者、各主任担当技術者、照査技術者は、設計業務にあたる企業と直接的かつ恒久的な雇用関係にあり、その期間が参加資格審査申請関係書類の受付締切日から起算して過去3カ月以上である者とする。

イ 工事監理企業

単体または複数の者で実施のいずれかを可とする。

単体で行う場合は、以下のiからiiiまでの要件を満たすこととし、構成企業の複数の者で行う場合は、全社がi、iiの要件を満たすこと。iiiの要件は、工事監理業務にあたる複数の者のグループとして満たせばよいものとする。

- i 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ii 建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成8年12月奈良県告示第427号)による競争入札参加資格(以下「県建設工事等競争入札参加資格」という。)のうち、建築設計業務に登録していること。又

は物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、「Q 役務の提供」に登録している者であること。ただし、企画提案関係書類の提出日までに登録が認められていれば可とする。

iii 次の要件を満たす技術者を配置できること。

- ・業務の遂行にあたっては、管理技術者（1名）及び各主任担当技術者（建築（総合）、建築（構造）、電気設備及び機械設備各1名）を配置する。
- ・管理技術者は、一級建築士とする。
- ・管理技術者及び各主任担当技術者については、兼務を不可とする。
- ・本業務の担当者は、事業者の事由による工事監理業務期間中の交代を原則不可とする。
- ・管理技術者、各主任担当技術者は、工事監理業務にあたる企業と直接的かつ恒久的な雇用関係にあり、その期間が参加資格審査申請関係書類の受付締切日から起算して過去3カ月以上である者とする。

ウ 建設企業

単体または複数の者のいずれかを可とする。

複数の者で実施の場合の構成企業数は2者から4者までとし、施工業務の代表企業（以下「建設代表企業」という。）を定めることとする。共同施工方式で実施の場合は出資比率の最も大きな企業を建設代表企業とし、分担施工方式で実施の場合は分担工事額が最も大きな企業を建設代表企業とする。

単体又は建設代表企業は i ~ v の要件をすべて満たすこととする。

共同施工方式の建設代表企業以外の企業は i、ii、vi、vii の要件をすべて満たすこととし、分担施工方式の建設代表企業以外の企業は i、ii、vi の要件をすべて満たすと共に、分担工事額に応じvii又はviiiを満たすこととする。

- i 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- ii 建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月奈良県告示第427号）による競争入札参加資格（以下「県建設工事等競争入札参加資格」という。）のうち、建設工事（建築一式）に登録しているこ

と、又は物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、「Q 役務の提供」に登録している者であること。ただし、企画提案関係書類の提出日までに登録が認められていれば可とする。

- iii 経営事項審査結果における建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- iv 施工業務責任者を配置できること。施工業務責任者の監理技術者及び現場代理人との兼務は可能とする。
- v 次の要件を全て満たす建設業法第26条第2項の規定による監理技術者を配置すること。

監理技術者は専任を基本とするが、本事業の工事に着手するまでの期間は
この限りではない。なお、監理技術者は施工業務責任者及び現場代理人との
兼務は可能とする。

- ・ 一級建築士、一級建築施工管理技士又は国土交通大臣がこれらと同等以上の能力を有するものとして認定した者であること。
- ・ 建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第5項に規定する監理技術者講習の修了証を有している者で、参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

- vi 経営事項審査結果における建築一式工事の総合評定値が900点以上であること。
- vii 次の要件を全て満たす建設業法第26条第1項の規定による主任技術者を配置できること。

主任技術者は基本的に専任とするが、本事業の工事に着手するまでの期間は
この限りではない。ただし、複数の者で施工業務を実施の場合は施工方式
(共同・分担)に応じて配置する。

- ・ 一級建築士、二級建築士、一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士を有するであること。
- ・ 参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

viii 次の要件を全て満たす建設業法第26条第2項の規定による監理技術者を配置できること。

監理技術者は基本的に専任とするが、本事業の工事に着手するまでの期間はこの限りではない。

- ・ 一級建築士、一級建築施工管理技士又は国土交通大臣がこれらと同等以上の能力を有するものとして認定した者であること。
- ・ 建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第5項に規定する監理技術者講習の修了証を有している者で、参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

エ 競輪場運営事業者

単体または複数の者で実施のいずれかを可とする。

単体で行う場合は、以下のiからivまでの要件を満たすこととする。構成企業の複数の者で行う場合は、少なくとも1者はi、ii、ivの要件を満たすとともに、他の者はi～iiの要件を満たし、構成企業のいずれかがiiiの満たすこと。

- i 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q 役務の提供」に登録している者であること。ただし、企画提案関係書類の提出日までに登録が認められていれば可とする。
- ii 自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第3条第2項各号に該当しない者であること。
- iii 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく警備業の認定を都道府県公安委員会から受けていること。ただし、警備業の認定を受けていない者は、警備業の認定を受けている者と共同企業体を構成して応募することができる。
- iv 事業統括管理責任者、運営業務統括責任者、運営業務副統括責任者を配置できること。

3 共同企業体に関する要件

(1) 設計施工共同企業体（設計施工JV）に関する要件

競輪場再整備業務における設計施工 J V の要件は以下の通りとする。

- ア 設計施工 J V の代表者は建設企業による。施工業務を複数の者で行う場合は建設代表企業が設計施工 J V の代表者を務めるものとする。
- イ 設計企業及び工事監理企業については、出資比率は適用しない。
- ウ 施工業務を複数の者で行う場合は、共同施工方式と分担施工方式のいずれかは任意とする。
- エ 施工業務について共同施工方式で実施する場合は、建設企業にて出資を行う。施工業務の企業数が 2 社以上の場合の出資比率は、2 社の場合はいずれも 30%以上、3 社の場合はいずれも 20%以上、4 社の場合はいずれも 15%以上とする。
- オ 施工業務について分担施工方式で実施する場合は、分担工事額が最大の企業を建設代表企業とする。
- カ 参加表明書等の提出と同時に、「設計施工共同企業体の構成に関する協定書(案)」を使用し、設計施工 J V の構成に応じた協定書を提出する。

(2) 運営業務共同企業体(運営業務 J V)に関する要件

競輪場維持管理業務・競輪場運営業務を複数の者で実施する場合は参加表明書等の提出と同時に業務の履行方式に応じた協定書を提出する。

- ア 1つの業務について、さらに複数の細業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を、責任を持って履行する場合は「競輪場維持管理業務・運営業務等共同企業体の構成に関する協定書【分担履行型】(案)」を使用する。
- イ 1つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する場合は「競輪場維持管理業務・運営業務等共同企業体の構成に関する協定書【共同履行型】(案)」を使用する。

第3 公募手続等

1 募集要項等の交付

- (1) 交付期間 本公告日から優先交渉権者決定日までの期間
- (2) 交付方法 奈良県産業部経営支援課のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.nara.jp/70760.htm>

2 参加資格審査申請関係書類の受付

- (1) 提出書類 「提出書類一覧」(資料1)に示すとおりとする。

- (2) 提出方法 「提出書類一覧」(資料1)に示す方法で提出すること。
- (3) 提出期間 令和8年6月16日(火)～令和8年6月22日(月) 午後4時まで
- (4) 提出先 「第4 9 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び所在地等」とする。
- (5) 備考 詳細は、募集要項による。

3 企画提案関係書類の受付

- (1) 提出書類 「提出書類一覧」(資料1)に示すとおりとする。
「企画提案書」(様式7)及び「企画提案概要版」の作成(企画提案書参考資料を除く)にあたっては、「企画提案書作成の留意点」(資料3)を参照すること。
- (2) 提出方法 「提出書類一覧」(資料1)に示す方法で提出すること。
- (3) 提出期間 令和8年7月7日(火)～令和8年7月13日(月) 午後4時まで
- (4) 提出先 「第4 9 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び所在地等」とする。
- (5) 備考 詳細は、募集要項による。

4 企画提案等に関するプレゼンテーション

- (1) 会場 奈良市内
- (2) 日程 令和8年7月下旬～8月上旬
- (3) 備考 詳細は、募集要項による。

第4 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 2 契約保証金
奈良県契約規則第19条に定めるところによる。
- 3 応募の無効又は失格
募集要項による。
- 4 優先交渉権者の選定方法等
 - (1) 評価の方法及び基準

企画提案等の評価項目・提案項目及び配点は、次の表のとおりとする。

詳細は、募集要項による。

評価項目・提案項目	配点	計
1. 業務遂行等能力		
① 構成企業の実績等に関する事項	110	150
② 配置技術者の実績に関する事項	40	
2. 企画提案		
① 事業全体に関する事項	75	550
② 事業統括管理業務に関する事項	75	
③ 競輪場再整備業務に関する事項	200	
④ 競輪場維持管理業務・競輪場運営業務に関する事項	200	
3. 提案価格		
① 競輪場再整備業務に係る費用	160	300
② 競輪場維持管理業務・競輪場運営業務に係る費用 (事業統括管理業務を含む)	140	
合計		1000

(2) 優先交渉権者の選定方法

提案者が2者以上（失格者を除く）いる場合は、評価点合計が満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を優先交渉権者として選定する。

提案者が1者（失格者を除く）の場合は、評価点合計が満点の6割以上で、かつ審査員の合議により認められた者を優先交渉権者として選定する。

なお、最高点の者が複数の場合は、提案価格における点数の最も高い者を優先交渉権者とし、提案価格における点数も同点の場合については、当該提案者から提案価格のみを再提案させ、提案価格が最も安価な者を候補者とする。

また、適切な提案がない場合（評価点合計が満点の6割未満）には、事業予定者として選定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続を中止する。

5 本契約の成立

本事業に係る契約は奈良県議会の議決案件であることから、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

6 契約の不締結・解除

優先交渉権者の決定日から本契約締結までの間に、優先交渉権者の構成企業のいずれかが参加資格を欠く事態に至ったとき及び次のいずれかに該当する事由があると認められるときには、原則として仮契約をせず、仮契約を締結しているときは解除する。

ただし、優先交渉権のうち代表構成企業以外の構成企業については、県が別途指定する期間内に参加資格を欠いた者を変更し、提案内容の継続性を担保するために必要な措置を講じた場合に限り、仮契約の締結について県と協議することができる。

また、本契約の締結後、構成企業のいずれかについて、次のいずれかに該当する事由があると認められるときには、本契約を解除することがある。この場合、事業者は、損害賠償金を納付しなければならない。

- (1) 事業者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 事業者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (4)に掲げる場合のほか、事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本事業の契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本事業の契約に係る下請契約等にあたって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 本事業の契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったとき。
- (9) その他、企画提案に関し、提示した事項及び条件に違反、又は契約の履行に関し、不

正の行為をしたとき。

7 調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合がある。

8 事業者の収入及び費用に関する事項

募集要項による。

9 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県産業部経営支援課 地域産業振興係

「奈良県営競輪場再整備・運営事業」担当

電話番号 : 0742-27-8804

FAX番号 : 0742-23-1396

メールアドレス : syoko@office.pref.nara.lg.jp

10 公契約条例の適用

本事業は、特定公契約として契約するものであり、公契約条例第2条第4号に規定する特定受注者及び同条第6号に規定する特定下請負者等は、公契約条例第8条から第17条までの規定の適用を受ける者とする。

事業者は、公契約条例及び奈良県公契約条例施行規則（平成26年7月奈良県規則第33号）を遵守し、基本契約書に添付する「特定公契約特約条項」に定める事務を履行しなければならない。事業者が、これらの条項に違反した場合は、公契約条例に基づく過料処分及び入札参加停止の対象となることがある。

詳細は県会計局ホームページに掲載する「奈良県公契約条例の手引き」を参照すること。

11 その他

詳細は、募集要項による。

第5 Summary

1 Subject of open call for proposals :

Design, construction, operation and maintenance of Nara Prefecture Cycling Racetrack under the DBO method

2 Deadline for proposal applications by mail and in-person :

From July 7, 2026 to July 13, 2026 no later than 4:00 p.m.

3 For further information, please contact:

Business Support Division, Industry Department, Nara Prefectural Government

30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 JAPAN

TEL +81-742-27-8804 (direct line)